

「高松－上海線テレビ番組制作・放映事業」委託業務仕様書

1 委託業務の名称

「高松－上海線テレビ番組制作・放映事業」委託業務

2 事業の目的

県内でのテレビ番組を使った中国の観光地の効果的なプロモーションを実施することにより、高松－上海線の利用促進と中国への旅行気運醸成を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から平成 29 年 11 月 12 日（日）まで

4 業務内容

高松空港振興期成会（以下「期成会」という。）及び中国国家観光局駐大阪代表処（以下「観光局」という。）との協議により、下記業務を行う。

- (1) 「日中国交正常化 45 周年」と「中国シルクロード観光年」をテーマにした特別番組を制作すること。
- (2) 取材地は陝西省西安市をメインとし、取材日数は 5 日程度以内（移動日を含める。）、取材人員は 6 名程度以内とすること。
- (3) 最終的な取材先・行程は、期成会及び観光局と協議の上、決定すること。取材先への取材許可は観光局を通じて行うことになり、取材に係る観光局との調整業務は、当該業務に含めることとする。
- (4) 放映対象エリアは、香川県エリアを中心とし、効果的なテレビ番組を可能とする放送局を選定すること。
- (5) 制作するテレビ番組は、次の広告目標を達成すること。
 - ① 春秋航空高松－上海線を効果的に周知する。
 - ② 中国観光の魅力を効果的に発信し、中国への旅行気運を醸成する。
- (6) 期成会が指定した旅行会社の販売する旅行商品の宣伝も番組内で行うこと。
- (7) 機内撮影等（動画）に対応すること。
- (8) 制作物の著作権は期成会に帰属するものとし、期成会ホームページなどで二次使用ができるものとする。また、フル画像のデータ納品と併せ、ホームページなどで配信可能なデータ形式も納品すること。

6 契約上限額

1,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※取材人員のビザ取得費用については期成会が、取材に伴う航空運賃（燃油サーチャージ、空港諸税含む。）、現地での宿泊費・交通費・飲食費・入場料・ガイド費用については観光局が別途手配・負担するため、上記金額に含めないこととする。

7 事業実施における留意事項

- (1) 取材人員のビザ申請から取得まで一定の期間が必要となるため、契約後早期に取材人員等を確定させる必要がある。
- (2) 受託者は、事業実施に当たり、個人情報等の保護すべき情報を取扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはな

らない。業務委託契約が終了した後も、同様とする。

- (3) 受託者は、この委託業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- (4) その他、この仕様書に定めのない事項については、受託者は期成会及び観光局と協議の上、決定するものとする。